ともに輝くあした創り ゆう あい（YOU and I）プラン

第3次
たけはら２１男女共同参画プラン
～ともに生き　輝く笑顔　めざすまち～

令和4（2022）年3月

竹原市

ご あ い さ つ

少子高齢化や本格的な人口減少社会の到来などに加え，新型コロナウイルスの感染拡大が社会システムや生活様式へ大きな影響を及ぼし，私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような中，誰もが幸せを感じ，心豊かに暮らせる社会をつくるために，市民一人ひとりが性別にかかわらず，「個」として尊重され，喜びも責任も分かち合い，互いに支え合いながらその個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市においては，平成24（2012）年３月に「第2次たけはら21男女共同参画プラン（ゆうあいプラン）～ともに輝くあした創り～」を策定し，「男女がお互いを認め合い，ともに支えあう　だれもが幸せを感じてくらせるまち　たけはら」を基本理念とし，男女共同参画社会の実現に向けて，様々な取組を推進してまいりました。

しかしながら，令和３（2021）年に実施した市民意識調査では，男女共同参画に関する意識の高まりが見られるものの，男性が家事・育児・介護に携わる時間は女性よりも少ないなど，依然として性別による役割の固定化が見られ，性別にかかわりなく一人ひとりが個性や能力を十分に発揮しにくい状況にあると考えられます。

こうした状況を踏まえ，本市では，これまでの「第２次たけはら21男女共同参画プラン」の主旨を発展させるとともに，男女共同参画の施策を一層推進するため「第３次たけはら21男女共同参画プラン」を策定いたしました。引き続き，市民・事業者・関係団体の皆様と連携・協働し，男女共同参画社会の実現に向け取り組んでまいりますので，今後とも一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに，本計画の策定に当たりまして，貴重な御意見，御提案をいただきました竹原市男女共同参画推進協議会の委員の皆様をはじめ，市民意識調査等に御協力いただきました多くの皆様に，心からお礼を申し上げます。

令和４（２０２２）年３月

竹原市長　今榮　敏彦

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
　１　計画の背景 2
　２　計画の位置づけ 6
　３　計画の期間 6
　４　計画の策定体制 7
第２章　竹原市の現状 8
　１　人口と世帯の推移 8
　２　就労の状況 9
第３章　計画の基本的な考え方 13
　１　計画の基本理念 13
　２　計画の愛称 13
　３　計画の体系 14
　４　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関連 15
第４章　施策の展開 16
　基本目標１　男女共同参画社会に向けた意識づくり 16
　基本目標２　ともに活躍できる社会環境づくり 22
　基本目標３　ともに安心して暮らせるまちづくり 27
第５章　計画の推進 37
　１　竹原市男女共同参画推進協議会との連携 37
　２　庁内推進体制の充実 37
　３　評価指標一覧 38
資料編 39
　用語解説 39
　男女共同参画社会基本法 41
　竹原市男女共同参画推進協議会設置要綱 44
　竹原市男女共同参画推進協議会委員名簿 45
　プラン策定の経過 46
　竹原市男女共同参画推進会議設置要綱 47

第１章　計画の策定にあたって

皆さんは，「ジェンダー平等」という言葉を聞いたことがありますか？

2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である SDGs（「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」）の 17 のゴールのうちの一つに，「目標５：ジェンダー平等」があるのはご存じの方も多いでしょう。

この目標がゴールの一つになっている理由は，もし世界人口の半数を占める女性と女児がジェンダー差別なく社会に参加することができれば，それは経済成長，貧困や教育といった様々な課題解決をすることにもつながると考えられているからです。

日本でも，「男女共同参画社会基本法」によって，男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，性別にかかわりなく，その個性と能力を十分に発揮することができる社会を作ることが目指されており，その実現を２１世紀における最重要課題に位置づけています。

しかし，そんな男女共同参画社会を実現するには，まだまだたくさんの課題が残されています。世界の男女平等ランキングともいえる「ジェンダーギャップ指数」2021（世界経済フォーラム（WEF））では，日本は 120 位であり，世界各国の動きから遅れをとっている状況です。

また「ジェンダー平等」，つまり性別（ジェンダー，gender）による差別がない状態というのは，単に男女間の対等というだけでなく，「性別」や「性」にかかわらず人々が尊重され，生き生きと暮らしていける社会の状態を意味します。LGBT などの様々なジェンダー・アイデンティティやセクシュアリティを持つ人を排除せず，共に生きていくことも重要な問題として，近年新たに意識されてきています。

今回策定した「第３次たけはら 21 男女共同参画プラン」の施策を実施し，今までの価値観や固定観念にとらわれない豊かな社会を次世代に残す取組をしていくことで，本市としても SDGs の達成に貢献することを目指します。

1　計画の背景

（1）世界の動き

男女共同参画社会を目指す世界の潮流の出発点として，例えば，昭和 54（1979）年「女性差別撤廃条約」を挙げることができます。この条約は締約国に「政治・経済・社会・文化，あらゆる分野における男女の平等を達成するために必要な措置」を取ることを求めています。これによって，参政権などの制度上の男女平等だけではなく，職場での性差別の禁止，家庭の中の性別分業，様々な慣習などもふくめ，社会のあらゆる領域での性差別を撤廃することが目指されるようになりました。

そして平成７（1995）年，北京で開催された第４回世界女性会議では，「女性に対する暴力」の問題が取り上げられ，ドメスティック・バイオレンス（DV）,セクシュアル・ハラスメント，性暴力などの問題がジェンダー平等を目指すうえで重大な障壁であることが認識されるようになりました。この流れをうけて各国で DV を禁止し被害者を保護する法律が制定されていきました。

平成 27（2015）年には，国連サミットで，「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され，その中に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」において，「ジェンダー平等の実現」などの目標が定められました。そのような取組の中で，積極的差別是正政策（ポジティブ・アクション）をとる国も増え，現在では多くの先進国において，女性の国会議員の割合が増え，女性の首相や大統領なども珍しくなくなり，ビジネス界で女性リーダーも活躍するようになり，育児に積極的にかかわる男性も増えてきています。

また，別の注目すべき潮流は，「ダイバーシティ（多様性,diversity）の推進」です。これは，性別，国籍，人種，宗教，障がい，性的指向やジェンダー・アイデンティティ，価値観や働き方などが多様な人々，多様な個性が集まって一緒に取り組む組織であることが，新しいアイデアやイノベーションを生む原動力となる」という考え方です。グローバル企業が相次いでこの実現を目指しています。

令和３（2021）年は東京オリンピックが開催されましたが，「オリンピック憲章」においても，人種，肌の色，性別，性的指向，言語，宗教，政治的またはその他の意見，国あるいは社会のルーツ，財産，出自やその他の身分などの理由による，いかなる種類の差別も認めないとしており，今や国際社会において，企業やスポーツ，文化活動などにおいても，ジェンダー平等や LGBT の権利尊重は無視できない要素とみなされてきています。さらに 2000 年代に入って，先進国を中心に 30 ヶ国以上で同性婚や同性パートナーシップが導入されてきています。

それでもなお，令和２（2020）年から世界を覆った新型コロナウイルス禍の影響は，各国で主として女性の雇用や生活に深刻な影響を及ぼしていることが指摘されました。この経済的苦境は女性の就業が多いサービス業等の接触型産業が強く影響を受けたことから「女性不況（シーセッション（She-Cession）」と呼ばれており，母子世帯の困窮も深刻です。また医療・福祉従事者の女性に強い負担がかかっていることや家庭内暴力が深刻化したことなども世界的に懸念されています。

（２）国の動き

日本国内でも，世界の動きをうけて「女子差別撤廃条約」の批准に対応して職場での性別による差別を禁止する「男女雇用機会均等法」が昭和 60（1985）年に制定されました。1990 年代には仕事と家庭の両立を促進するための育児介護休業法などが制定され，女性の育児と仕事の両立の推進はもちろん，男性の家事参加が求められていきました。「ワーク・ライフ・バランス」の実現の鍵は男性の育児参加や，理解のある男性上司を増やすことだと言われるようになっていき，平成 15（2003）年には次世代育成対策推進法が制定され，職場の事業主に子育て両立支援の行動計画の策定が義務付けられていきました。

そして，社会全体のあらゆる領域のジェンダー平等を目指すため，「男女共同参画社会基本法」が平成 11（1999）年に制定されました。同法は，男女が，互いにその人権を尊重しつつ，能力を十分に発揮できる社会の実現を目指す法です。同法は，国だけでなく，自治体にも男女共同参画計画を作ることを義務付けており，この「たけはら 21 男女共同参画プラン」は，その法に位置付けられた自治体の基本計画に当たります。

同じく平成 11（1999）年にはセクシュアル・ハラスメント対策が法制度化され，平成 12（2000）年にストーカー行為等規制法，平成 13（2001）年には，「ＤＶ防止法」が施行されるなど，日本でも女性に対する暴力の防止や被害者保護に関する対策が始まりました。平成 29（2017）年には 100 年以上変わらなかった刑法性犯罪規定の改正がなされ，現在もまた再度の改正が検討されており，国は令和２（2020）年度からの３年間を「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を掲げて取り組んでいます。

また，平成 23（2011）年に発生した東日本大震災や，その後の水害等相次ぐ各地での災害は，避難所の設備や運営など，災害時における男女共同参画の重要性を多くの人が認識することになりました。

最近では，平成 27（2015）年に，「女性活躍推進法」が制定され，国，地方公共団体，民間事業者に，女性の採用や管理職の比率などの目標や取組などを内容とした「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられました。平成３０（2018）年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され，女性議員を増やしていくことが目指されています。しかし，政府が平成 15（2003）年に掲げた目標「社会のあらゆる分野において，令和２（2020）年までに，指導的地位に女性が占める割合が，少なくとも 30%程度」はいまだ達成されていません。

令和２（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は，日本においても家庭内暴力の深刻化や，非正規が多い女性の雇用を直撃しました。そのような中，今回国が策定した「第５次男女共同参画基本計画」には，政治分野の女性参加では，国政選挙と統一地方選挙で議員候補者に占める女性比率を「25 年までに 35%」とする目標を設定したり，家庭内暴力や性暴力の対策の強化，女性の割合が高い非正規雇用者の，正規への転換や待遇改善に向けた計画策定をはじめとした，男女間の待遇差解消を進めたりすることなどが盛り込まれています。

（3）広島県の動き

広島県においては，昭和 54（1979）年に設置された「広島県婦人対策推進会議」による「広島県の婦人の地位向上と社会参加を進めるための提言」の提出や，昭和 61（1986）年に設置された「広島県婦人対策推進懇話会」による「婦人対策の推進のために～男女共同参加型社会システムへの転換～」とする提言を受けて，同年「広島県女性プラン」が策定されました。そこで，プランの重点施策の一環として，翌年に広島県婦人総合センター「エソール広島」が開館されました。さらに，平成３（1991）年に設置された「広島県女性対策推進懇話会」による，平成４（1992）年の「男女共同参画型社会の構築を目指して」とする提言により，「広島県女性プラン（第一次改定）」が策定されました。

平成 10（1998）年には，「21 世紀への男女共同参画社会づくりのために」とする提言が行われ，21 世紀初頭に向けた男女共同参画社会実現のための行政の政策課題とその取組の方向性を示す「広島県男女共同参画プラン」が策定されました。平成 13（2001）年には，「男女共同参画に関する条例制定に向けての基本的な考え方について」とする提言が行われ，「広島県男女共同参画推進条例」が制定されました。

近年の動きとしては，平成 23（2011）年に，「広島県男女共同参画施策推進協議会」を設置し，令和３（2021）年には，「わたしらしい生き方応援プランひろしま」（広島県男女共同参画基本計画（第５次））が策定されました。その中では，広島県及び市町の審議会に占める女性委員の割合は進捗していない状況にあること，全国的には無くなりつつある女性の労働力率の M 字型カーブが広島県の女性ではまだ見られること，県内の事業所における指導的立場に占める女性の割合は依然として低く伸び悩んでいること，県内事業所の男性従業員の育児休業取得率は極めて低い水準となっていること，そして「子どもの貧困」やコロナ下での女性の貧困が指摘される中，「母子世帯」の平均所得は，「児童のいる世帯」全体の平均の 1/2 以下であることが示されています。これらを受け，県が当計画で掲げる施策のポイントとして，①性別に関わらず誰もが安心して働き，活躍できる環境づくり，②性別に関わらない自分らしい暮らし方の実現に向けた男女双方の意識改革，③性の多様性の尊重と県民理解の促進が掲げられています。

このように，国連にはじまる女性政策は広島県にも深く浸透し，さらなる取組の進展が図られています。

（４）竹原市の動き

本市では，平成７（1995）年，市行政に女性施策として女性に関する諸施策の連絡調整」が定められました。

平成 10（1998）年度から，男女共同参画に関わる講演会，シンポジウムなどの企画立案と実施を市民と連携・協働しながら進めてきました。

第４次竹原市総合計画の施策の大綱には「市民が“平等”に暮らせる人権の尊重」を掲げ，平成 11（1999）年，「女性行動計画の策定及び推進に関すること」を定め，翌年，女性行政担当を配置しました。

平成 12（2000）年，「竹原市男女共同参画プラン策定懇話会」を設置し，プランへの提言を市長に答申するために，市民へのアンケート調査，聞きとり調査などを通して討議を進めました。

平成 14（2002）年には「たけはら 21 男女共同参画プラン」を策定し，あわせて，一体的な人権施策の推進という観点から人権推進室に男女共同参画担当を配置し，男女共同参画社会の実現のために各種施策を展開してきました。

平成 15（2003）年に，市民と協働した男女共同参画の活動として，たけはら男女共同参画社会づくり講座を開催しました。講座では，男女共同参画社会の実現を目指して男女がともに新しい生き方を追求し，社会参加能力を身につけ，あらゆる生活領域において自立していくために学習することを目的として，毎年実施してきました。

平成 21（2009）年に，ドメスティック・バイオレンス（以下「ＤＶ」という。）の防止やＤＶの被害にあわれた人への適切な支援等を検討するため，竹原市ＤＶ防止対策関係機関連絡会議を設置しました。委員は，国・県・民間団体・市役所内の各関係部署とで構成されており，それらの関係機関と連携を強化してきました。

平成 24（2012）年に「第２次たけはら 21 男女共同参画プラン」を策定しました。市の様々な施策において男女共同参画の視点を効果的に反映させるため，関係機関等と情報の共有を図り，連携して啓発できる環境の整備を行う事が示されました。

令和３（2021）年６月に，次期プラン策定のための基礎資料とするため，市民，事業所へのアンケート調査を実施しました。社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮し，新型コロナウイルス感染症の影響や性的マイノリティへの理解についても調査内容に取り入れました。

2　計画の位置づけ

① 本計画は，男女共同参画社会基本法第 14 条第３項に規定されている市町村男女共同参画計画にあたります。

② この計画は，「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第６条第２項に規定された「市町村推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」第２条の３第３項に規定された「市町村基本計画」の内容を包含し一体として策定するものです。

③ 本計画は，国の「第５次男女共同参画基本計画」，広島県の「わたしらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第５次）」及び「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第４次）」などの趣旨を踏まえるとともに，「第６次竹原市総合計画」をはじめ市の関連する各種計画との整合を図っています。

④ この計画は，男女共同参画社会の実現に向けた市の基本的な取組の方向性と具体的な施策を示し，市・市民・事業所が一体となって，男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる行動計画です。

3　計画の期間

令和４（2022）年度から令和 13（2031）年度までの 10 年間とします。

ただし，具体的な施策については，令和８（2026）年度までの５年間とします。また，社会情勢の変化や制度等の改正，本市の現状の変化等により，内容についての見直しが必要と考えられる場合には，見直しを行います。

4　計画の策定体制

（1）男女共同参画社会づくりに向けた各種調査の実施

本計画の策定に先立ち，市民の男女平等に対する意識，家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況，就労や人権に関する意識・実態等を把握するために，市民意識調査及び企業実態調査を実施しました。

市民意識調査及び企業実態調査の実施概要

	市民	事業所
調査対象	18 歳以上の市民 1,000 名	事業所または本社・本店，支店・営業所等をもつ 50 事業所
調査方法	【併用】 ● 郵送配布・郵送回収 ● インターネット回答	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和 3 年 6 月 25 日～7 月 12 日	令和 3 年 6 月 25 日～7 月 26 日
調査結果	配布数 ● 配布数　　1,000 件 ● 有効回収数　369 件 ● 有効回収率　36.9%	配布数 ● 配布数　　50 件 ● 有効回収数　32 件 ● 有効回収率　64%

（2）竹原市男女共同参画推進協議会における協議

本プランの策定にあたっては，学識経験者や民間団体，関係行政機関の代表者で構成する「竹原市男女共同参画推進協議会」における協議・提言を踏まえ策定しました。

（3）パブリックコメントの実施

市ホームページ，地域づくり課人権男女共同参画係及び忠海支所においてプラン素案を公表し，市民から広く意見を募りました。

募集期間	令和３年１２月２８日～令和４年１月２６日
意見提出数	０件

第２章　竹原市の現状

１　人口と世帯の推移

年齢３区分別人口の推移をみると，15 歳未満の年少人口は，平成 12（2000）年の 4,369 人から令和２（2020）年に 2,126 人と減少しているのに対し，65 歳以上の高齢者人口は，平成 12（2000）年の 7,968 人から令和２（2020）年に 10,082 人と増加しており，少子高齢化がさらに進行しています。

また，総世帯数の推移をみると，平成 12（2000）年にピークを迎え，それ以降は減少に転じています。また，１世帯あたり人員は，令和２（2020）年には 2.25 人となっており，世帯人員の減少が一層進んでいます。

図表 １　年齢３区分別人口の推移

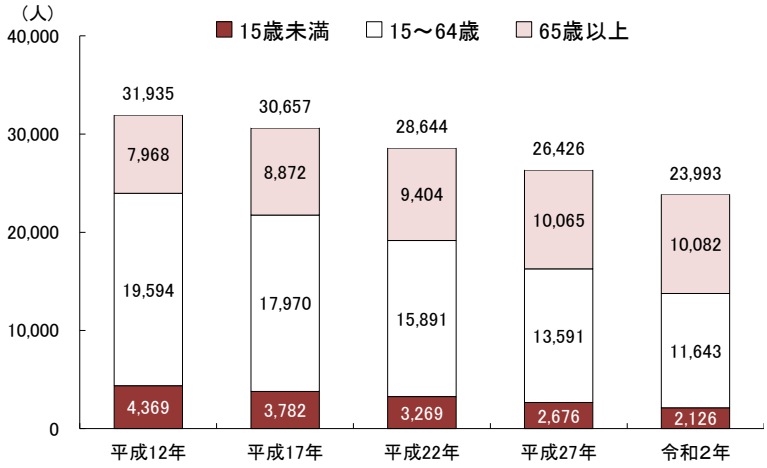

資料：国勢調査（総人口は年齢不詳を含む）

図表 ２　総世帯数の推移

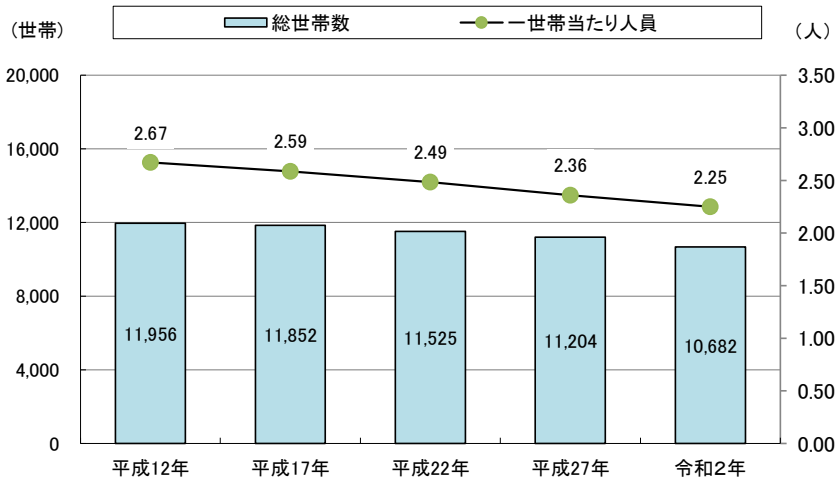

資料：国勢調査

2　就労の状況

（1）女性の労働力率の推移

国勢調査による本市の女性の年齢別労働力率をみると，出産・育児期にあたる 30 歳代で低くなっており，M 字カーブを描いています。また，本市においては，全国や県と比べると，25～29 歳は全国を，30～34 歳は全国と県を下回っています。

平成 22（2010）年と比べて平成 27（2015）年では，25～29 歳，35～39 歳の数値は上がっていますが，M 字カーブの底となる 30～34 歳では大きな差は見られません。

図表　3　年齢別女性の労働力率

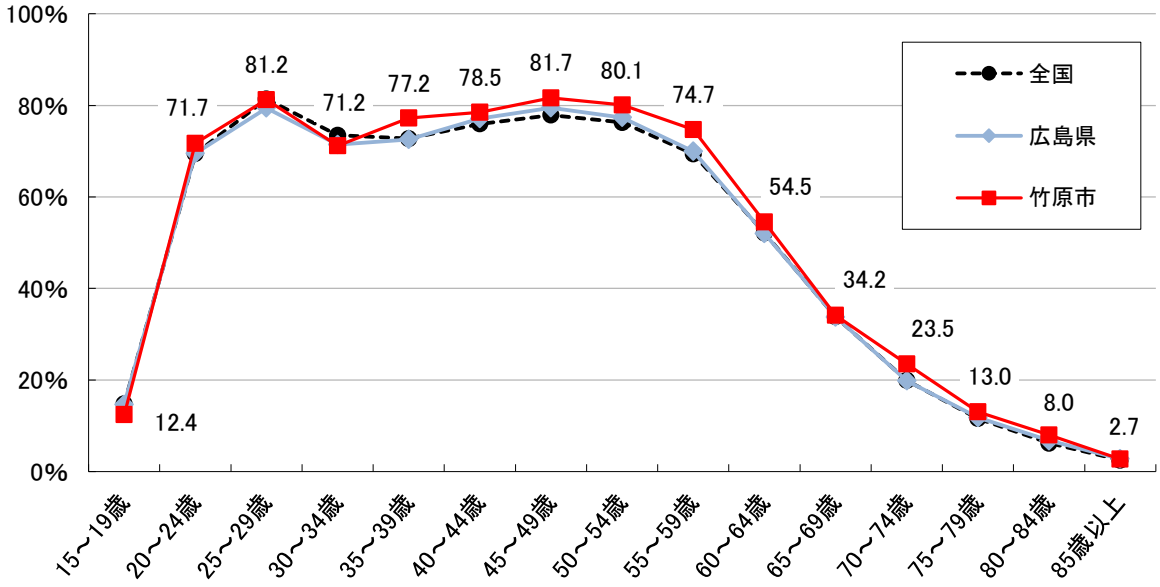

資料：国勢調査（平成 27 年）

図表　4　年齢別女性の労働力率の推移

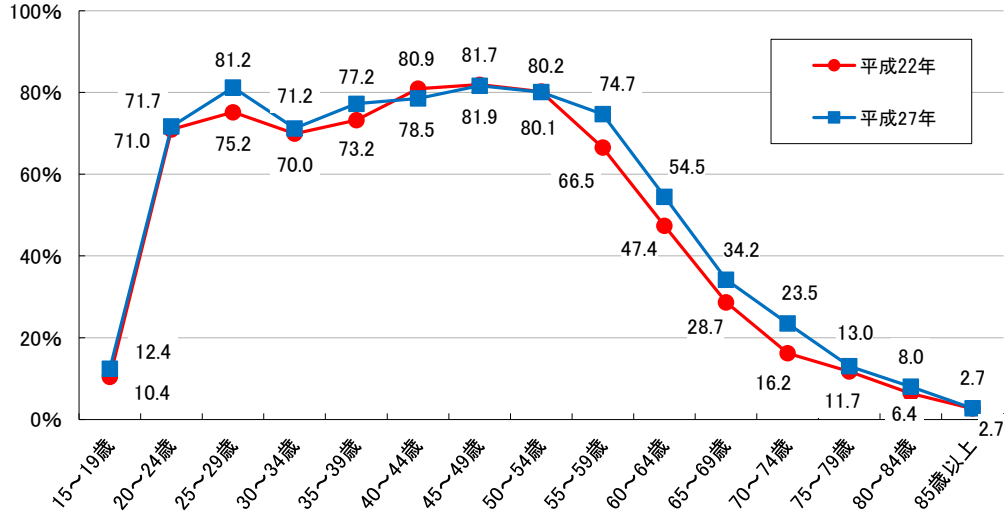

資料：国勢調査（平成 22 年，平成 27 年）

（２）市内企業の従業員数

企業実態調査において，全体の男女の従業員の比率は，ほぼ同数となっています。業種別では，「医療・福祉業」「金融・保険業」で女性が男性を上回っていますが，「電気・ガス・熱供給業」「建設業」では，女性が１割を切っています。

図表５　業種別男女従業員数の状況

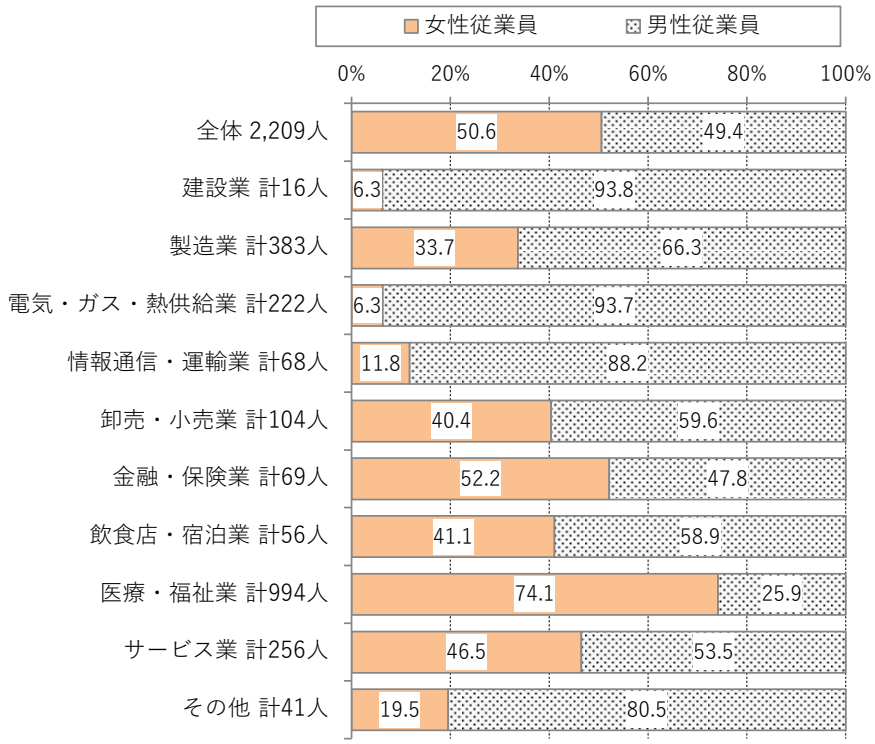

資料：竹原市男女共同参画企業実態調査（令和３年度）※５０事業所中３２事業所から回答

（３）就業形態

企業実態調査において，就業形態では，女性に比べて男性の「正社員」の割合が高いのに対し，女性の「パート・アルバイト」の割合は，男性に比べて高くなっています。

図表 ６　従業員規模・雇用形態別男女従業員数の状況

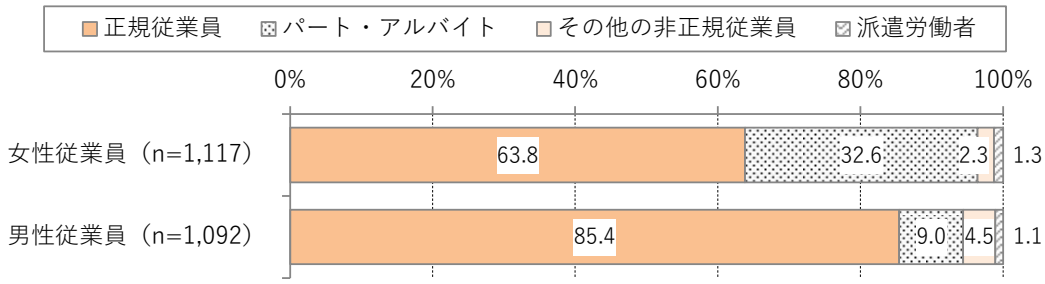

資料：竹原市男女共同参画企業実態調査（令和３年度）※５０事業所中３２事業所から回答

（４）ポジティブ・アクションについて

企業実態調査において，ポジティブ・アクションの認知度では，言葉については啓発が進んでいますが，内容についての理解が進んでいない状況がみられます。

また，取組を進めている事業所では，一定の効果が上がっていると評価されており，女性の職業意識や技能の向上，勤続意欲等につながっているものと思われます。

図表 ７　ポジティブ・アクションの認知度

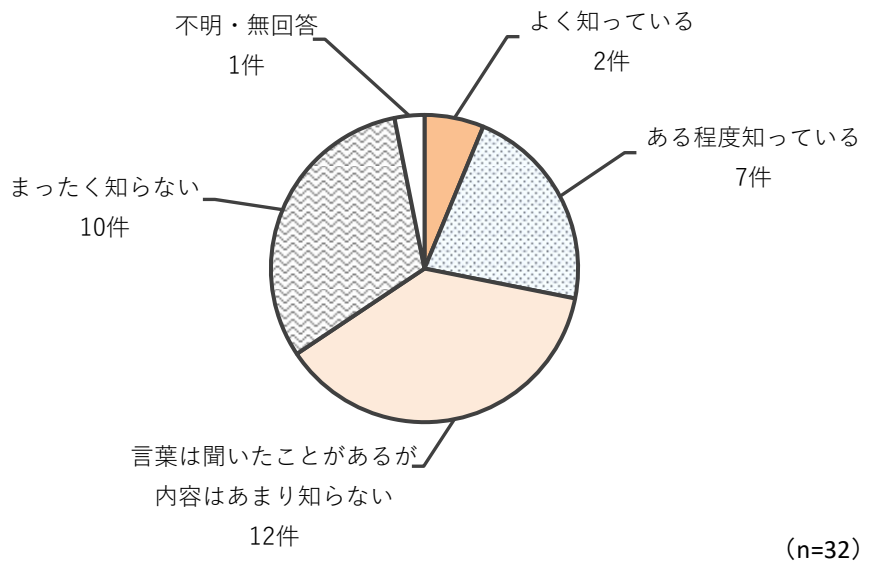

（n=32）

資料：竹原市男女共同参画企業実態調査（令和３年度）※５０事業所中３２事業所から回答

図表 ８　ポジティブ・アクションの効果

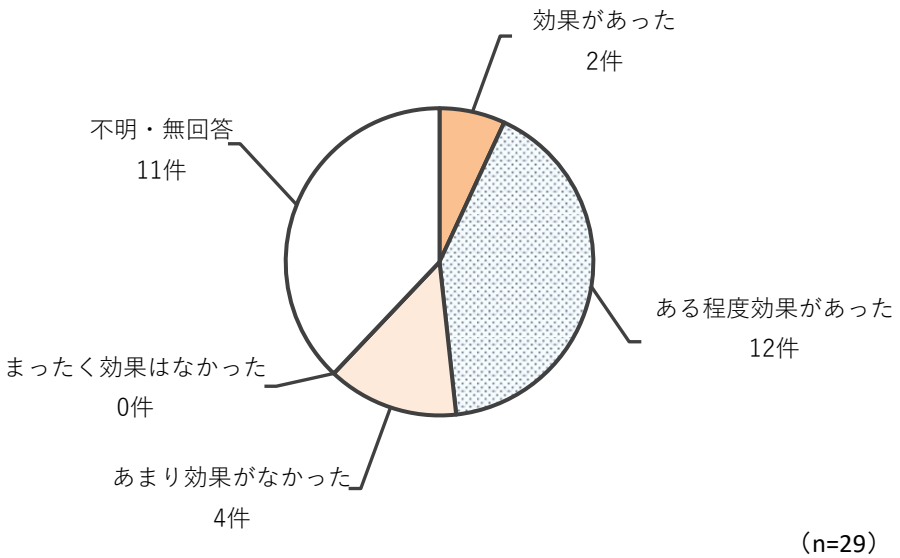

（n=29）

資料：竹原市男女共同参画企業実態調査（令和３年度）※５０事業所中３２事業所から回答

（５）仕事と家庭の両立について

企業実態調査において，働きやすい環境づくりのための取組としては，「両立支援への積極的な取組を経営や人事の方針とする」「相談窓口の設置」と回答している事業所が比較的多くみられます。

また，仕事と家庭の両立にあたり，重要だと思うことでは，「保育園等，社会のサポート体制の充実」「休業取得に対する上司，同僚の理解浸透」と回答した事業所が多くなっています。

図表 ９　育児や介護を行っている従業員にとって働きやすい環境づくりのための取組として，実施していること

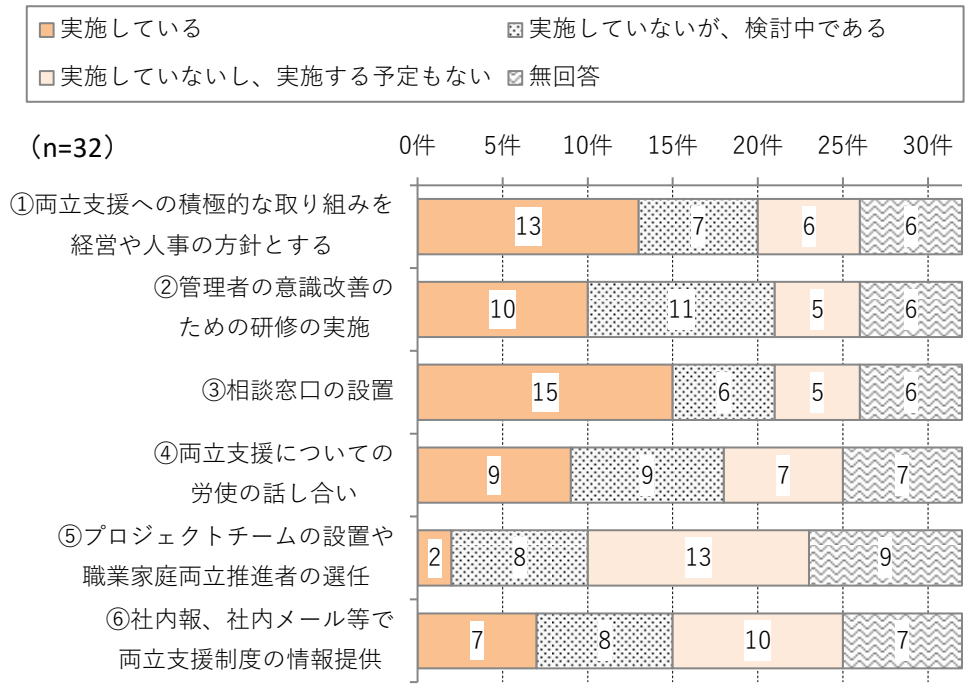

資料：竹原市男女共同参画企業実態調査（令和３年度）※５０事業所中３２事業所から回答

図表 １０　仕事と家庭の両立にあたり，重要だと思うこと

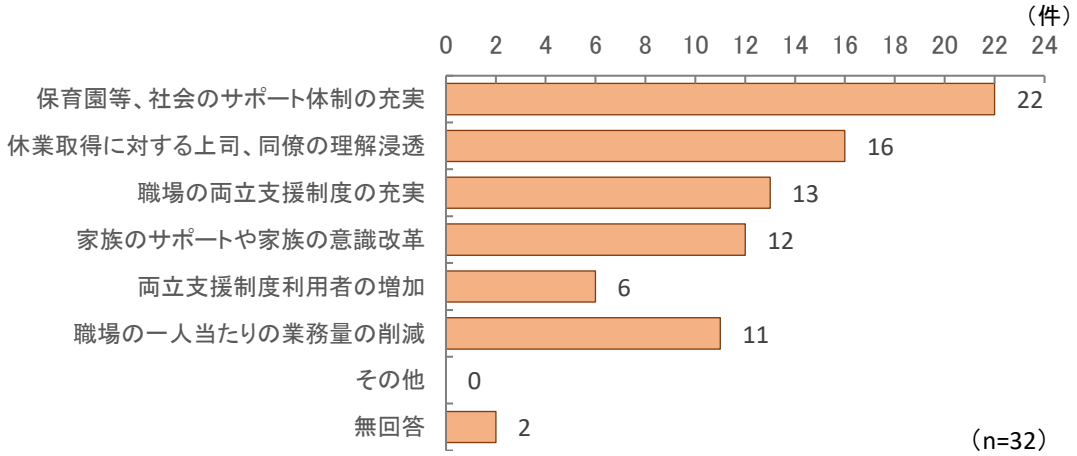

資料：竹原市男女共同参画企業実態調査（令和３年度）※５０事業所中３２事業所から回答

第３章　計画の基本的な考え方

1　計画の基本理念

本市では，総合計画において，10 年後の目指すまちの姿を「元気と笑顔が織り成す　暮らし誇らし，竹原市。」と設定しています。第３次たけはら 21 男女共同参画プランにおいては，総合計画の趣旨に沿って，「ともに生き　輝く笑顔　めざすまち」を目指す姿とします。

また，この計画では，「お互いを認めあい支えあう，だれもが幸せを感じてくらせるまちたけはら」を基本理念とし，これまでの取組を継続しつつ，新たな課題に対応するための取組も織り交ぜながら，社会の制度や経済の変化によって左右されることのない，ゆるぎない男女共同参画社会の実現を目指します。

≪　計画の目指す姿　≫

ともに生き　輝く笑顔　めざすまち

≪　計画の基本理念　≫

お互いを認めあい支えあう，
だれもが幸せを感じてくらせるまち　たけはら

2　計画の愛称

市民一人ひとりが「個」として尊重され，ともに互いの個性を認めあって，愛しあい，個性を発揮して，未来をいきいきと豊かに輝かしいものとする社会の実現を，市民や行政，事業所，団体など一体となって目指し，「だれもが幸せを感じて暮らせる住みよい竹原市」をつくるために，本計画の愛称を第１次プランから継続して「ともに輝くあした創り　ゆう　あい（YOU and Ⅰ）プラン」とします。

≪　計画の愛称　≫

ともに輝くあした創り　ゆう　あい（YOU and Ⅰ）プラン

3　計画の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
1　男女共同参画社会に向けた意識づくり	1　男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①男女共同参画に関する啓発の推進 ②男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
	2　教育・生涯学習における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 ②男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
2　ともに活躍できる社会環境づくり（※1）	1　市の施策・方針決定過程への女性の参画促進	①施策・方針の決定過程における女性の参画の推進
	2　働く場における女性の活躍	①雇用機会均等法をはじめとする労働関係法の啓発の促進 ②起業に対する支援
	3　ワーク・ライフ・バランスに向けた支援	①ワーク・ライフ・バランスの推進
3　ともに安心して暮らせるまちづくり	1　女性に対するあらゆる暴力の根絶（※2）	①あらゆる暴力を根絶するための環境づくり ②被害者救済の環境整備
	2　様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備	①困難・課題を抱えた人を支援する取組の推進
	3　地域社会における男女共同参画の推進	①男女がともに地域社会に参画できる環境整備 ②防災における男女共同参画の推進
	4　生涯を通じた健康づくりの支援	①性と心身の健康に関する意識啓発 ②妊娠・出産期における女性の健康と安全への支援 ③心身の健康保持・増進のための環境整備

※ 1 「女性活躍推進法」第６条第２項に基づく市町村推進計画として位置付けます。

※ 2 「DV 防止法」第２条の３第３項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

4　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関連

平成 27（2015）年９月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）のうち関連するものを示します。

プランの施策推進を通して，SDGs の達成に貢献することを目指します。

	１　貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	３　すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し，福祉を促進する。
	４　質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し，生涯学習の機会を促進する。
	５　ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し，全ての女性及び女児の能力強化を行う。
	８　働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
	１０　人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	１１　住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	１６　平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し，すべての人々に司法へのアクセスを提供し，あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	１７　パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し，グローバル・パートナーシップを活性化する。

第 4 章　施策の展開

基本目標 1　男女共同参画社会に向けた意識づくり

主要課題 1　男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

【現状と課題】

本市では，様々な機会，媒体を活用して，男女の平等意識の確立や固定的な性別役割分担意識の是正に向けた広報･啓発に努めてきました。

しかし，意識調査の結果を見ると，社会全体における男女の地位の平等感について，「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した人の割合は 75.1%となっており，「平等になっている」と回答した人の割合は 11.9%に過ぎません。また，「男性は女性より多く収入を得る必要がある」という考え方について，「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合は 36.8%となっており，前回調査（47.2%）に比べて 10.4 ポイント減少しているものの，まだまだ固定的な性別役割分担意識が残っている様子がうかがえます。

「LGBT(セクシュアル・マイノリティ，性的少数者)」を「内容までよく知っている」と回答した人の割合は 14.6%となっており，前回調査（5.7%）に比べて 8.9 ポイント増加しているものの，まだまだ性の多様性を尊重する意識を高める取組が必要です。

市民の意識を変え，男女共同参画への関心を高めるためにも，これまでの広報･啓発活動を必要に応じて見直しながら，さらなる充実を図る必要があります。

図表 11　各分野の男女の地位の平等感

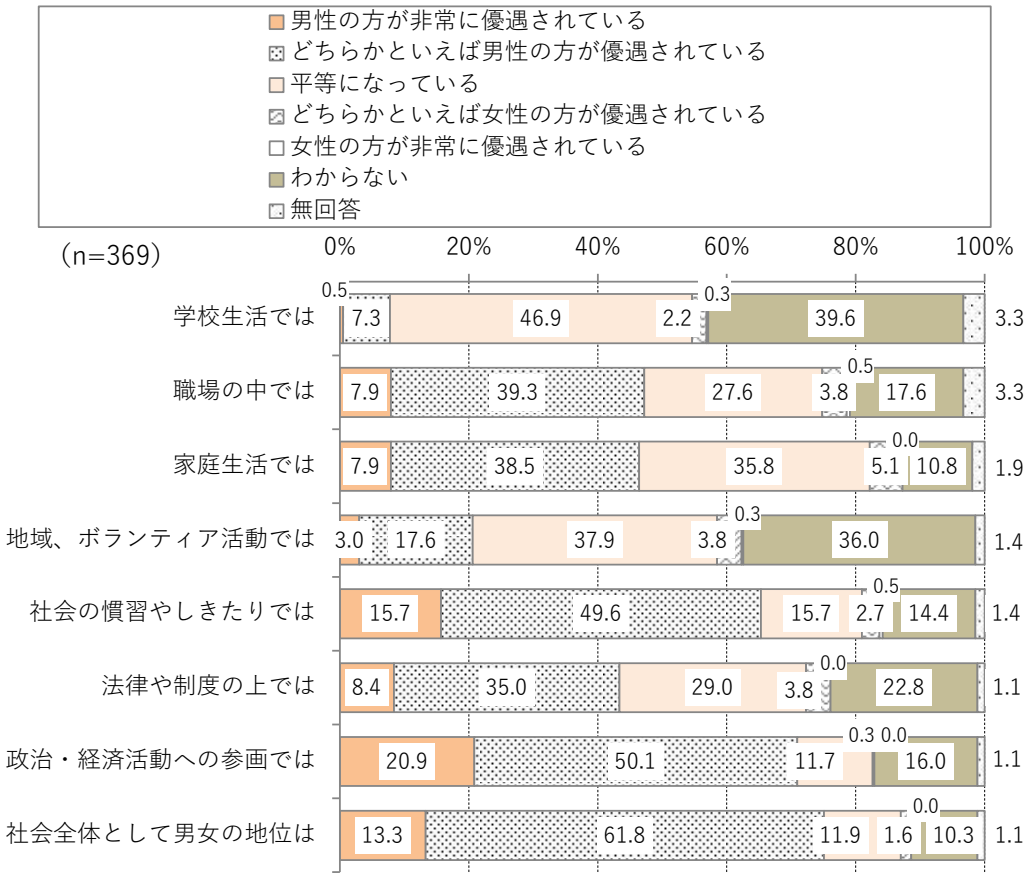

資料：竹原市男女共同参画市民意識調査（令和３年度）

図表 12　男女の違いや役割についての考え方

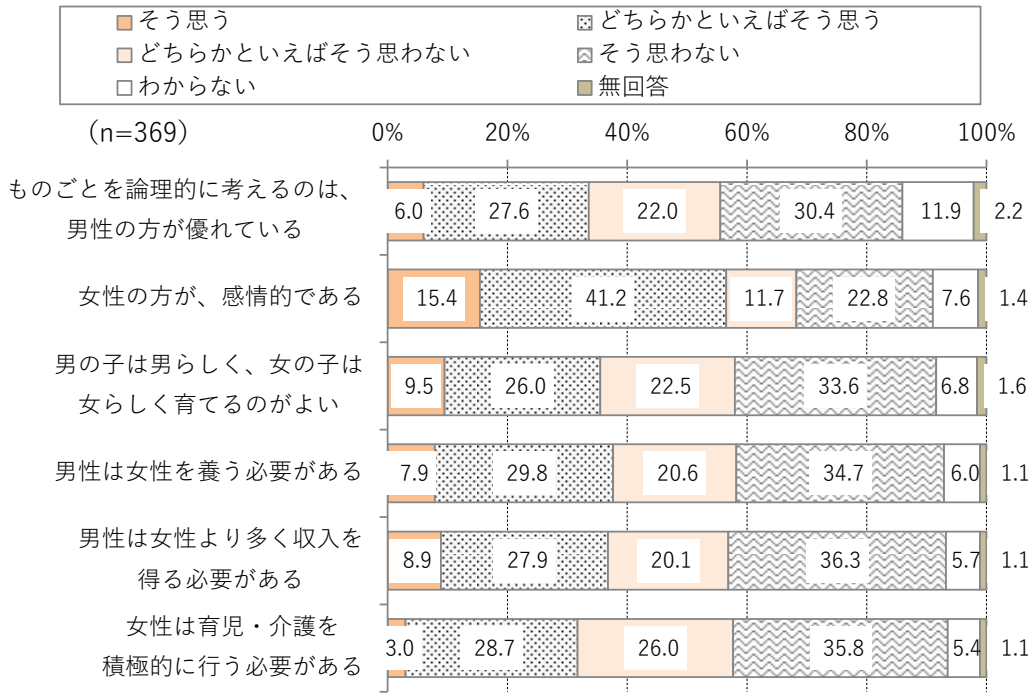

資料：竹原市男女共同参画市民意識調査（令和３年度）

【施策の方向】

①男女共同参画に関する啓発の推進

市民一人ひとりが性別にかかわりなく，互いの個性や意思を尊重できるよう継続的な啓発活動を推進するとともに，人権尊重と男女共同参画の視点に立った適切な表現に努めます。

また，性の多様性を尊重できるよう性的マイノリティ（LGBT 等）※への理解を広げる取組を進めます。

	事　業	事　業　内　容	担当部署
1	男女共同参画啓発月間等における意識啓発	年３回（６月・11 月・１２月）の啓発月間に，広報・パネル展等などを開催します。	地域づくり課
2	男女共同参画の視点からの適切な表現の推進	本市が作成する広報紙や刊行物，ホームページ等において，人権尊重と男女共同参画の視点に立った適切な表現に努めます。 庁内においては，男女共同参画の視点からの表現ガイドラインを周知するなど，適切な広報活動を推進します。	関係課 企画政策課 地域づくり課
3	性的マイノリティ（LGBT 等）※に関する理解の促進 【新規】	市民に対しては，性的マイノリティに対する理解を深めるための啓発に努めるとともに，相談窓口に関する情報提供に取り組みます。 学校においては，児童生徒に対して正しい知識の普及啓発や支援を行います。	地域づくり課 教育委員会

※性的マイノリティ（LGBT 等）

性的マイノリティとは，性的指向（恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念）や性自認（自分の性をどのように認識しているのかを示す概念）のあり方が多数派と異なる人を指す。性的マイノリティを指す言葉の一つとして，女性の同性愛者を指すレズビアン（Lesbian），男性の同性愛者を指すゲイ（Gay），両性愛者を指すバイセクシャル（Bisexual），身体と心の性が一致しないため，身体の性に違和感を持つ者を指すトランスジェンダー（Transgender）の頭文字を組み合わせた「ＬＧＢＴ」がある。

なお，本計画において「男女共同参画」という場合に，男女のいずれか一方の性に限定したものではない。

②男女共同参画づくりに向けた意識の改革

家庭・地域・職場など様々な分野で，固定的な性別役割分担意識に基づく決定をなくすため，講座等を通じて啓発を推進するとともに，行政内においても，職員の意識向上を図るため，研修を実施します。

	事　業	事　業　内　容	担当部署
4	父親の子育て参加の促進	父子健康手帳の交付・あかちゃん講座の休日開催を行い，父親への子育てに関する知識の普及・啓発に取り組みます。	健康福祉課
5	職員研修の充実	職員の意識向上を図るため，主担者会議等で男女共同参画に関する学習機会を充実させるとともに，職員研修を実施します。	総務課

【評価指標と数値目標】

評 価 指 標	令和３年度 （現状値）	令和８年度 （目標値）
「ＬＧＢＴ(セクシュアル・マイノリティ，性的少数者)」という言葉を「内容までよく知っている」と回答した市民の割合	14.6%	30%

主要課題２　教育・生涯学習における男女共同参画の推進

【現状と課題】

本市では，子供の発達段階に応じ，人権尊重・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・学習を推進してきました。

意識調査結果を見ても，男女の地位の平等感について，学校教育の場では平等になっていると回答した割合が 46.9%と約５割となっており，他の分野に比べて男女平等が進んでいると感じている人が多いことが分かります。

しかし，家庭生活や職場，しきたりや慣習などでは男性が優遇されていると感じている人の割合が依然として高いため，男女平等をはじめとする人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習は，今後も一層の推進が求められます。

【施策の方向】

①男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

男女平等意識を高め，男女がともに参画する社会を形成するため，学校教育をはじめとするあらゆる教育活動を通して，幼児・児童・生徒に対し，人権尊重や男女平等意識を育むための教育を推進するとともに，保護者に対しても，男女共同参画の意識を浸透させていきます。

	事　業	事　業　内　容	担当部署
6	男女共同参画意識を育む教育の推進	学校生活等，様々な場における学習を通じて，幼児・児童・生徒の男女共同参画についての理解を深め，性別にかかわらず，お互いを尊重する意識を高めます。また，個性や能力を尊重した教育及び進路・生徒指導を進めます。 保護者に対しては，機会を捉えて男女共同参画に関する理解促進に努めます。	教育委員会 社会福祉課

②男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

市民が社会のあらゆる分野に参画することができるよう，生涯にわたって男女共同参画について学習する機会を提供します。

	事　業	事　業　内　容	担当部署
7	男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画社会の実現に向け講座等を開催し，住民の参加を促進します。	地域づくり課
8	男女共同参画に関する図書等の整備・貸出	男女共同参画に関する図書やビデオを整備し，貸出や情報提供を行います。	文化生涯学習課 地域づくり課

【評価指標と数値目標】

評 価 指 標	令和３年度 （現状値）	令和８年度 （目標値）
「ジェンダー」という言葉を「内容までよく知っている」と回答した市民の割合	14.6%	30%

基本目標２　ともに活躍できる社会環境づくり

主要課題１　市の施策・方針決定過程への女性の参画促進

【現状と課題】

本市では，市の審議会等で女性の登用に取り組んできました。令和３（2021）年度の審議会等の委員の女性割合は 29.1%となっており，前計画が策定されて以降，おおむね横ばいに推移しており，目標値の 35%に到達していません。

また，女性委員のいない審議会等の数は７あります。

また，本市の管理職における女性職員の割合は，令和３（2021）年４月１日現在 17.2%で前計画が策定されて以降，10.8 ポイント上昇しています。

今後も，様々な分野における施策・方針決定の場に女性が参画できる環境を整備する必要があります。

【施策の方向】

①施策・方針の決定過程における女性の参画の推進

本市の施策・方針決定過程においてさらなる女性の参画が図られるよう，政策方針決定の場に女性の登用を促進し，市の審議会等への女性の進出を積極的に推進します。

	事　業	事　業　内　容	担当部署
9	審議会，委員会などへの女性の参加の推進	女性委員の登用率が目標値以下の審議会等を担当している各課に対し，委員の改選時期を捉え，女性の積極的な選任について働きかけ，女性登用促進に努めます。	地域づくり課
10	女性職員の管理職への登用推進	特定事業主行動計画に基づき，女性職員の管理職登用に取り組むとともに，定期的に結果を公表します。	総務課

【評価指標と数値目標】

評　価　指　標	令和３年度（現状値）	令和８年度（目標値）
各種審議会等委員への女性の登用率	29.1%	40%以上
女性委員のいない審議会等の数	7	3
市管理職のうち，女性職員の登用率	17.2%	22%

主要課題２　働く場における女性の活躍促進

【現状と課題】

本市の女性の年齢別労働力率は，国・県と同様，30～34 歳を底とするM字カーブを描き（図表３），依然として結婚・出産・子育て期に就業を中断する女性が見られます。市民意識調査結果によると，「子供ができたら一旦退職し，大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と考える女性も 30.9%と少なくありません。そして，女性が働くことを難しくしている要因として，「家事・育児との両立が難しい」次いで「企業の労働条件が整っていない」と回答されています。多様な働き方を可能とする職場環境の整備や労働時間短縮に向けた取組が必要とされており，ワーク・ライフ・バランスが進むよう事業者への働きかけが必要です。

女性の就業や起業に関する学習機会の情報提供を行い，能力を発揮することができる環境整備も必要です。さらに，農業分野においては，農業後継者が不足する中，女性農業者はその担い手として重要な役割を果たしていることから，技術を習得する研修の提供などを行うことで，魅力のある産業にすることが必要です。

図表１３　女性が仕事をもつことについて

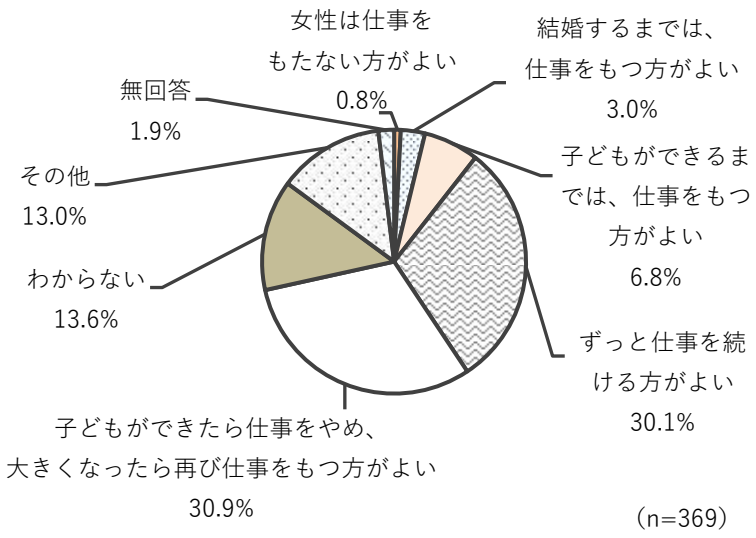

資料：竹原市男女共同参画市民意識調査（令和３年度）

【施策の方向】

①雇用機会均等法をはじめとする労働関係法の啓発の促進

就業の場での男女共同参画を推進するため，雇用機会や待遇が確保されるとともに，働く場において男女がともに対等なパートナーとして能力を発揮できるように，事業者へ働きかけます。

	事　業	事　業　内　容	担当部署
11	女性の雇用に関する取組	ハローワークと連携しながら，女性の就業能力向上に向けて関係機関が開催するセミナーや再就職に関する情報の提供に努めます。 事業者へ男女雇用機会均等法・女性活躍推進法・制度等の周知を行います。	産業振興課 地域づくり課
12	各種ハラスメント防止対策の推進	事業所においては，職場のハラスメント（セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント，パワー・ハラスメント等）を防止するため，制度の周知や啓発に取り組みます。 行政・学校においては，研修などを推進し，職員や教職員の意識啓発に努めます。	産業振興課 総務課 教育委員会 地域づくり課

②起業に対する支援

性別にかかわりなく能力を十分に発揮することができるよう，広い分野で柔軟な働き方が可能となる起業のための情報提供を行います。

	事　業	事　業　内　容	担当部署
13	起業のための情報提供	国などが開催する経営者を対象とした研修会等について，情報提供に努めます。	産業振興課
14	農業分野における女性の活躍の推進	広島市農林水産振興センター等と連携し，女性を対象にした農作技術を習得する研修の提供を行い，女性の農業分野への新規参入を推進します。	産業振興課

【評価指標と数値目標】

評 価 指 標	令和３年度 （現状値）	令和８年度 （目標値）
ポジティブ・アクション※という言葉を「内容までよく知っている」と回答した事業者の割合	6.3%	10%

※ポジティブ・アクション
過去の雇用慣行や性別役割分担意識などが原因で男女労働者の間に事実上生じている格差の是正を目的として事業者が行う取組のこと。

主要課題３　ワーク・ライフ・バランスに向けた支援

【現状と課題】

仕事は暮らしを支え，生きがいや喜びをもたらすものですが，家事・育児・介護等の家庭生活や地域活動も暮らしに欠かすことのできないものであり，男女ともにその充実があってこそ，人生の生きがいや喜びは倍増します。

近年，男女共同参画意識が醸成されつつあり，男性が家事，育児，介護へ参加することについて，異論を唱える人は少なくなってきました。しかし，市民意識調査によると，１日あたりの家事，育児，介護にたずさわる時間は，女性が「１時間以上３時間未満」の割合が多い一方，「１時間未満」の割合は男性の方が多くなっています。男性の男女共同参画の意識の高まりほど実際の行動は伴っていない状況が見られます。

また，家事・育児との両立が，女性が働くことを難しくしていると考える人も多くいることから，女性が労働に限らずさまざまな分野に参画していくためにも，男性の家事，育児などのスキルアップ支援を行うことで，家庭生活での男女共同参画をより実効性のあるものにしていくことが重要です。

ワーク・ライフ・バランスの推進は事業者の理解が不可欠です。少子高齢化の進行により労働人口が減少するなか，事業所にとっては人材の確保が重要な課題となっていますが，時間外労働の削減や育児・介護休業の取得など，ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的な事業所は女性の就業の定着率が高まる傾向にあるほか，就職希望者も増え，優秀な人材が集まりやすくなっています。

また，従業員自身が労働時間の管理や仕事の効率化を意識するようになり，生産性の向上につながるというメリットもあることから，さらなる事業者への啓発が必要です。

図表　１４　１日あたりの家事，育児，介護にたずさわる時間

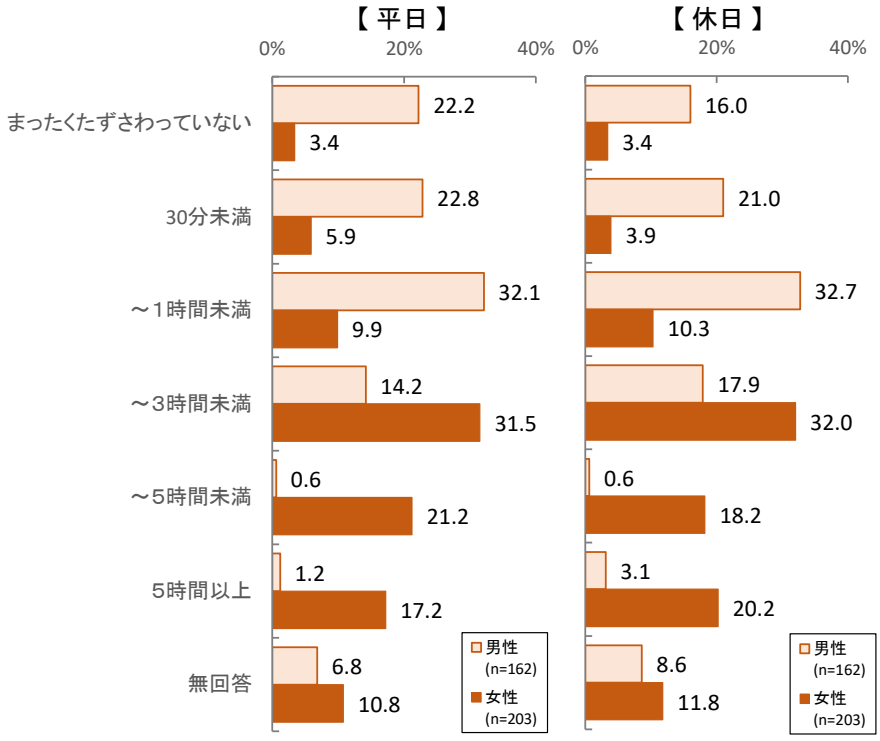

資料：竹原市男女共同参画市民意識調査（令和３年度）

図表１５　女性が働くことを難しくしている理由

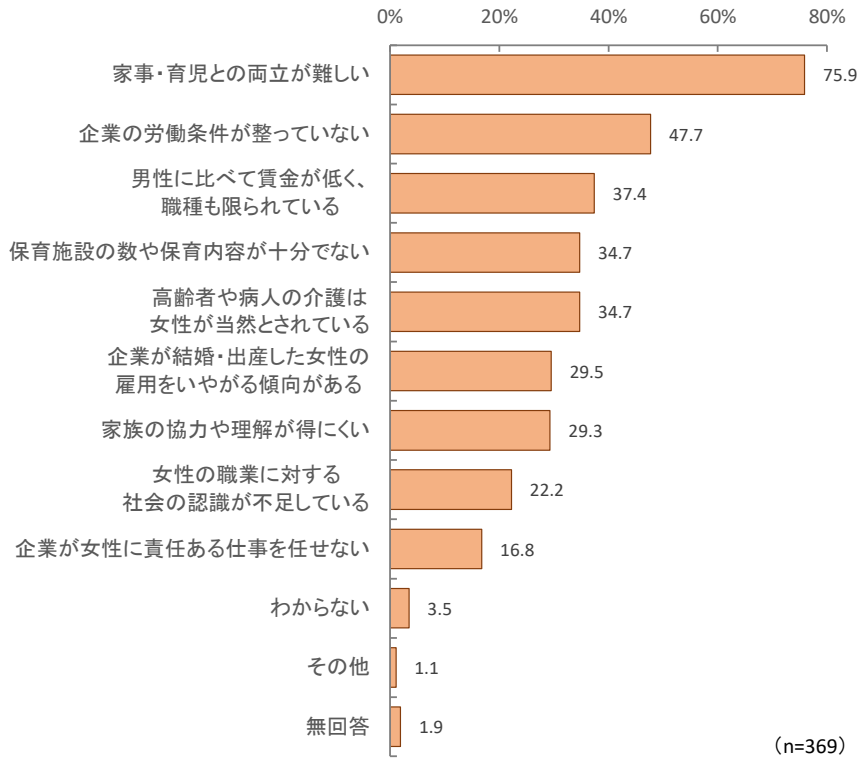

資料：竹原市男女共同参画市民意識調査（令和３年度）

【施策の方向】

①ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに，働き方の見直しに向けた意識啓発を進めるとともに，職場において働き方の選択肢を増やすため，育児休暇や介護休暇の取得，時間外労働の短縮などに向けた各種制度や多様な就労形態の普及に努めます。

	事　業	事　業　内　容	担当部署
15	ワーク・ライフ・バランスの推進についての啓発	市民や事業者において，男女がともに仕事と家庭生活を両立することができるよう，長時間労働の見直しやワーク・ライフ・バランス関係法について周知・啓発します。 行政内においては，率先して職員が仕事と育児や介護等を両立しながら働くことのできる職場環境の整備を進め，制度の活用を促進します。また，男性職員の育児休業取得の促進に取り組みます。	産業振興課 地域づくり課 総務課

【評価指標と数値目標】

評 価 指 標	令和３年度（現状値）	令和８年度（目標値）
育児・介護のための短時間勤務制度を設けている事業者の割合	78.1%	85%

基本目標３　ともに安心して暮らせるまちづくり

主要課題１　女性に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

すべての暴力は，犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり，決して許されるものではありません。

市民意識調査を見ると，配偶者間や交際相手間で起こるあらゆる男女の DV について，約９割の人が「許されない」「どちらかといえば許されない」と回答しているものの，その被害にあった経験のある市民が一定数いることがわかります。

男女間の暴力は，ＤＶ，性犯罪，セクシュアル・ハラスメント，ストーカー行為など様々で，調査結果をみても，女性だけでなく男性の中にも被害を受けている人がいることが分かります。しかし，相談件数や被害件数が多いのは圧倒的に女性であり，被害も深刻です。

若い世代においては，交際相手などからの暴力（デートＤＶ・ストーカー行為）も問題となっていますが，近年，ＳＮＳなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い，デジタル性暴力など被害も多様化しています。そうした新たな形の暴力に対しても，暴力の危険性と相談窓口の啓発に努めるとともに，関係機関との連携を強化していく必要があります。

ＤＶ被害に対する相談窓口は，市内では，人権センター，警察署の他にも，配偶者暴力相談支援センター（広島県西部こども家庭センター）等があります。本市は「竹原市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連絡会議」を設置しており，委員は，法務局・広島県西部こども家庭センター・警察署・竹原地区医師会などの国・県・民間団体と，市役所内の各関係部署で構成されています。これらの関係機関との連携による相談支援体制の充実を図ってきましたが，意識調査の結果を見ると，約３人に２人（63.5%）が，ＤＶなどの人権侵害を受けたり見聞きしたりしても相談しなかった（できなかった）と回答しています。今後も公的相談窓口の存在をさらに周知することで，ＤＶ被害の潜在化を防ぐ必要があります。そして，被害者が安心して相談できるよう，相談体制の整備や被害者支援等の充実がさらに進めていくことが大切です。

図表１６　配偶者間や交際相手間で起こるDVの許容度

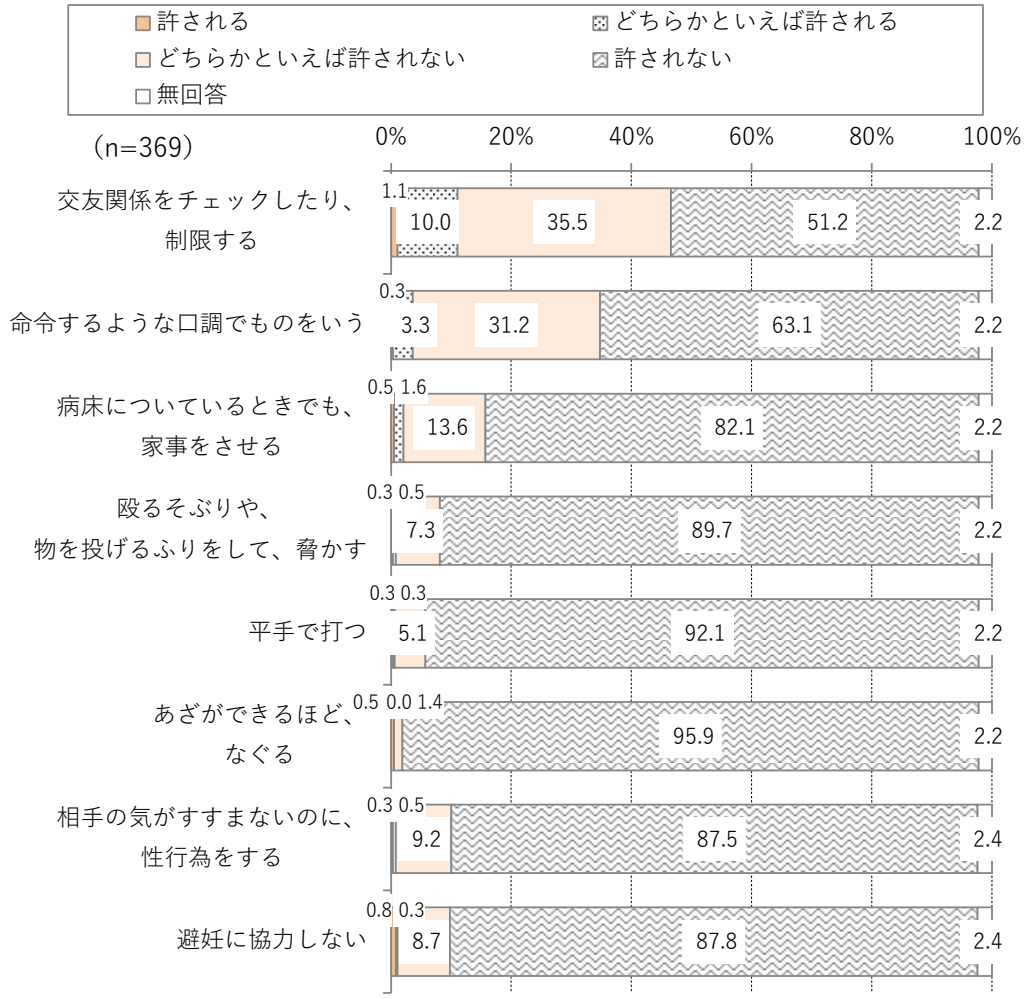

資料：竹原市男女共同参画市民意識調査（令和３年度）

図表１７　配偶者間や交際相手からDVを受けた経験

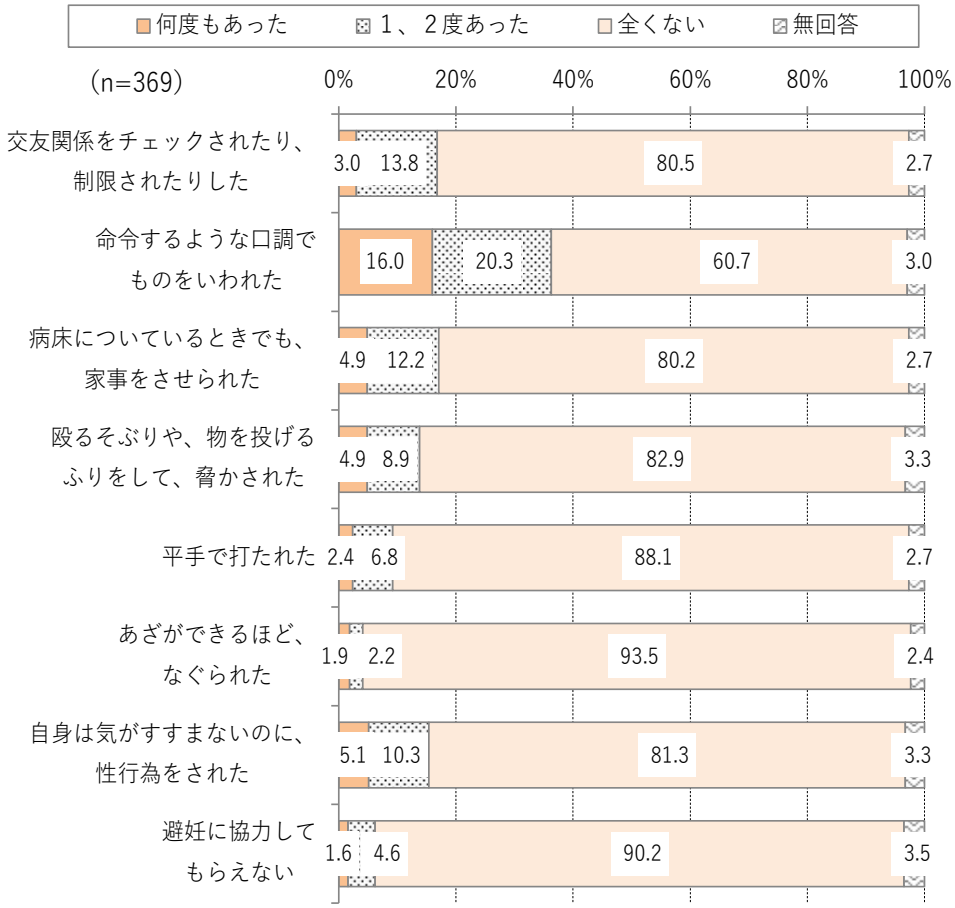

資料：竹原市男女共同参画市民意識調査（令和３年度）

図表１８　DV被害を受けた時の相談相手

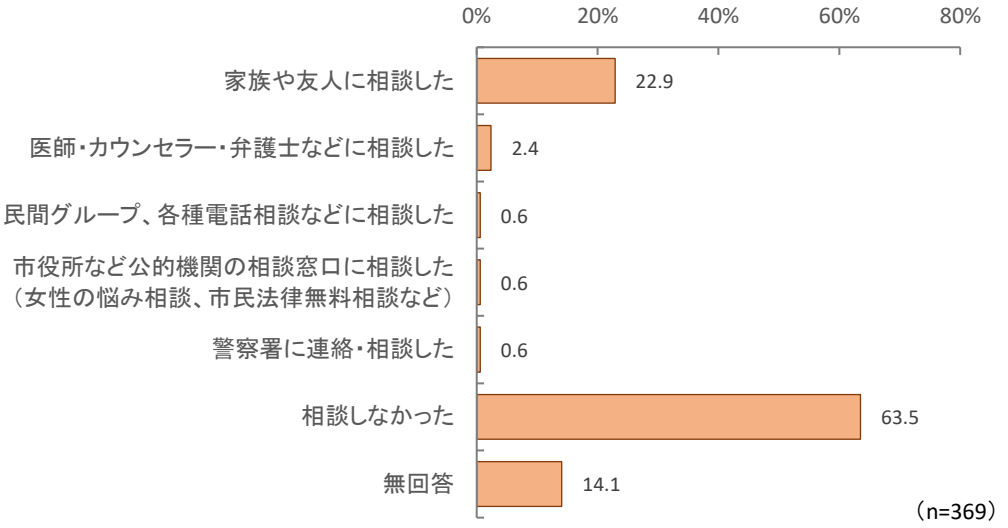

資料：竹原市男女共同参画市民意識調査（令和３年度）

【施策の方向】

①あらゆる暴力を根絶するための環境づくり

ＤＶ，デートＤＶ及び虐待等の暴力や，インターネット社会に伴う暴力の形態の多様化等を見据え，幅広い年齢層を対象に，いかなる暴力も許さないという意識づくりを推進します。

	事　業	事　業　内　容	担当部署
16	ＤＶ防止に向けた啓発の推進	若い年齢層から高齢者まで，あらゆる世代を対象としてＤＶやデートＤＶ，ストーカー行為，性犯罪，虐待等「あらゆる暴力の防止」に向けた意識の醸成に向けて，広報紙やホームページ等をはじめ様々な機会や場を通じて啓発に取り組みます。	地域づくり課 関係課
17	若年層を中心としたＤＶ等予防啓発の実施	早い時期から男女がお互いの人権を尊重する意識の形成を図るため，生徒を対象にデート DV 防止についての予防啓発を推進します。 また，インターネット社会において，生徒が性暴力やいじめ等のトラブルに巻き込まれないための予防啓発を推進します。	教育委員会 地域づくり課

②被害者救済の環境整備

ＤＶ等被害者に対する支援を充実するため，相談体制を整備し，相談窓口の周知を図るとともに，関係機関と連携し被害者が相談しやすい体制づくりや，被害者の自立に向けて，支援体制の強化に努めます。

	事　業	事　業　内　容	担当部署
18	ＤＶ相談の環境整備	DV 相談や自立支援の相談など，窓口の周知に努めます。 また，適切な相談支援を行うため，女性相談を行う相談員に対して研修体制を整備し，人材育成に努めます。	地域づくり課
19	関係機関の連携によるＤＶ相談支援体制の充実	ＤＶ等被害者に対して迅速できめ細かな相談・支援を行うため，国・県・警察・医療機関・関係団体・庁内との連携を強化します。	地域づくり課 関係課
20	ＤＶ等被害者の安全確保と支援	DV 等被害者の市営住宅入居，国民健康保険への加入，就学等の支援を行います。	都市整備課 市民課 教育委員会
		DV 等被害者の住民票，附票等の交付制限措置を行います。	市民課

【評価指標と数値目標】

評 価 指 標	令和３年度 （現状値）	令和８年度 （目標値）
「ドメスティック・バイオレンス」という言葉を「内容までよく知っている」と回答した市民の割合	27.1%	35%
DV の被害を受けた人のうち，公的機関等に相談した人の割合	4.5%	10%以上

主要課題２　様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備

【現状と課題】

社会や経済の状況が急激に変化していくなかで，貧困や社会的孤立等の困難を抱える人が増加しています。また，支援を必要とする世帯には複合的な問題がある場合も多く，多面的に支援する必要があります。

男女共同参画の視点に立ち，様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるよう，各世帯の実情に応じた，切れ目のない，きめ細かな支援が求められています。

【施策の方向】

①困難・課題を抱えた人を支援する取組の推進

高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう，各種福祉サービス等の充実を図り，それぞれの家庭状況に応じた支援を行います。

	事　業	事　業　内　容	担当部署
21	家庭児童相談事業の実施	児童に関するさまざまな問題について，専門の相談員が相談に応じ，必要に応じて専門機関と連携します。	社会福祉課
22	高齢者に関する相談窓口の充実	高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター等と連携し，様々な相談等の早期解決に努めます。	健康福祉課
23	障害に関する相談窓口の充実	障害者の総合相談窓口である障害者相談支援事業所等と連携し，相談対応や自立した生活のための支援を行います。	健康福祉課
24	ひとり親家庭の支援	ひとり親家庭の生活の安定と社会的・経済的な自立を促進するための相談・支援体制を充実するとともに，各種制度の周知を行い，負担の軽減に努めます。	社会福祉課
25	生活困窮者自立支援事業の充実	社会福祉協議会と連携し，生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに，評価・分析の実施，プラン作成などの支援や関係機関と連携し，対象者の自立を促進します。	社会福祉課
26	重層的支援体制整備事業の取組 【新規】	社会福祉協議会と連携し，地域共生社会の実現に向け，重層的支援体制整備事業の構築に向けた必要な取組を行います。	社会福祉課

【評価指標と数値目標】

評　価　指　標	令和３年度 （現状値）	令和８年度 （目標値）
ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	87.1% （令和２年度）	100%に近づける

主要課題３　地域社会における男女共同参画の推進

【現状と課題】

地域社会は，安全・安心な生活を送るための共通の基盤であり，男女がともに協力し，支え合いながら，安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが重要です。男女がともに自立し支えあう理想的な地域社会は，行政をはじめ，それぞれの主体が連携し，協働しなければ実現できません。地域が抱える様々な課題に対応できる地域力を高めていくには，それらの活動を男女がともに担うことや，性別による偏りを無くすことで，男女共同参画の視点を地域活動に取り込むことが必要です。

市民意識調査では，地域・ボランティア活動の男女の地位の平等感について，「平等になっている」と回答した割合が 37.9%と比較的高くなっているものの，「わからない」の割合も 36.0%と高くなっていることから，そもそも，地域の活動に参加している人が少ないことが考えられます。その要因の一つに，地域・ボランティア活動の中に固定的な性別役割分担意識や習慣，しきたりが根強く残っていることが推測されます。地域で暮らす様々な立場の市民が地域活動に参加・参画するための意識啓発を行うとともに，多様な意見を取り入れるためにも，身近な自治会の役員に女性の割合が増加するよう働きかける必要があります。

近年各地で災害が発生しており，地域活動の中でも重要性が高まっている防災において，男女共同参画の視点からの防災対策や，女性の参画を一層進めることが重要です。

【施策の方向】

①男女がともに地域社会に参画できる環境整備

地域活動に活動の担い手として男女が平等にかかわることができるような環境を整備し，男性も女性もともにいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

	事　業	事　業　内　容	担当部署
27	地域交流センター活動の充実	各地域交流センターにおいて，男性が家事や育児などに参画，女性が地域活動に参画する動機付けとなる講座を実施し，生涯にわたって学べる学習機会の充実とともに情報発信を図ります。	地域づくり課
28	女性団体への支援	女性団体に対して，補助金を交付し活動を支援します。	文化生涯学習課
29	自治会活動の男女共同参画の推進【新規】	自治会の役員に女性を積極的に登用するよう働きかけを行います。	地域づくり課

②防災における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点からの防災対策や，女性の参画を進めることを目指します。

	事　業	事　業　内　容	担当部署
30	男女共同参画の視点に立った防災対策の促進	防災分野における男女のニーズを施策に反映するため，男女共同参画の視点を取り入れながら防災対策の推進を図ります。	危機管理課
31	女性消防団員の育成・支援	多彩な視点を取り入れた活動が行われるよう，女性消防団員の参画を推進します。	危機管理課

【評価指標と数値目標】

評 価 指 標	令和３年度（現状値）	令和８年度（目標値）
女性の消防団員数	15 人	15 人以上

主要課題４　生涯を通じた健康づくりの支援

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成にあたっては，男女それぞれの性や身体的特性を十分に理解し，尊重し合うことが大切です。男女それぞれが直面する健康上の問題に関する性差について正しく理解することは，お互いの安心な暮らしにもつながります。

「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）※」の視点も含め，女性は妊娠や出産をする可能性や，女性特有の疾患などがあり，男女は異なる健康上の問題に直面することに留意し，男女ともに身体や健康について正確な知識・情報を提供するとともに，健康づくり支援の充実を図ることが重要です。

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）
人々が政治的・社会的に左右されず，「子供を持つ」「持たない」を決める自由を持ち，自分たちの子供の数，出産間隔，出産する時期を自由に決定でき，そのための健康を享受できること，またそれに関する情報と手段を得ることができる権利のこと。

【施策の方向】

①性と心身の健康に関する意識啓発

男女がともに，性に関する正しい知識をもち，お互いが生涯を通じて健康にいきいきと生活することができるよう，心と身体の健康づくりのための教育の機会と情報提供を実施します。

	事　業	事　業　内　容	担当部署
32	性及び性感染症に関する学習機会の充実	学校において発達段階に応じた性及び性感染症に関する正しい知識や命の大切さについて，関係教科において年間計画を立て普及啓発します。	教育委員会

②妊娠・出産期における女性の健康と安全への支援

女性が安心して妊娠期から子育て期を過ごすことができるよう，総合的な支援を行います。

	事　業	事　業　内　容	担当部署
33	たけはらっこネウボラ（子育て世代包括支援センター）の実施	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的な相談支援を行います。	健康福祉課

③心身の健康保持・増進のための環境整備

生涯にわたって健康で過ごすために，日頃から心身の健康づくりに取り組めるよう，健康の保持増進対策を推進します。

	事　業	事　業　内　容	担当部署
34	検診等の充実	疾病の早期発見，早期予防のために，市民を対象として健康診査や肺・胃・大腸・子宮頸部・乳がん検診等を実施します。 竹原市国民健康保険被保険者を対象として生活習慣病の予防に重点をおいた特定健康診査※を実施します。	健康福祉課 市民課

※特定健康診査

40 歳から７５歳未満の被保険者を対象とし，メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し，これらの病気のリスクの有無を検査し，リスクがある者が生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導を受けることを目的とした健康診査。

【評価指標と数値目標】

評 価 指 標	令和３年度 （現状値）	令和８年度 （目標値）
各種がん検診の受診率	胃がん　4.25% 肺がん　9.5% 大腸がん　11.0% 子宮頸がん　18.7% 乳がん　19.3% （令和２年度）	胃がん　15% 肺がん　15% 大腸がん　15% 子宮頸がん　25% 乳がん　25%

第 5 章　計画の推進

男女共同参画の推進は，市民・事業者・関係団体と，行政との協働が大切です。

実効性のある施策を推進するため，プランの進捗を定期的に評価して見直しを行い，次年度の事業の取組に反映させます。

年次報告書を作成し推進状況を公表することで，プランの達成度を市民などと共有していきます。

1　竹原市男女共同参画推進協議会との連携

学識経験を有する者，民間団体や関係行政機関の代表者から構成する「竹原市男女共同参画推進協議会」に対し，本計画の推進状況の点検及び評価も含め，広く意見を求め，施策に反映していきます。

2　庁内推進体制の充実

プランの推進にあたっては，庁内推進体制である「竹原市男女共同参画推進会議」を中心として，庁内関係部署が十分な連携を図り，全庁にわたる総合的，計画的，効率的な推進体制を整備します。

3　評価指標一覧

評 価 指 標	令和３年度 （現状値）	令和８年度 （目標値）
1　男女共同参画社会に向けた意識づくり		
「ＬＧＢＴ(セクシュアル・マイノリティ，性的少数者)」という言葉を「内容までよく知っている」と回答した市民の割合	14.6%	30%
「ジェンダー」という言葉を「内容までよく知っている」と回答した市民の割合	14.6%	30%
2　ともに活躍できる社会環境づくり		
各種審議会等委員への女性の登用率	29.1%	40%以上
女性委員のいない審議会等の数	7	3
市管理職のうち，女性職員の登用率	17.2%	22%
ポジティブ・アクションという言葉を「内容までよく知っている」と回答した事業者の割合	6.3%	10%
育児・介護のための短時間勤務制度を設けている事業者の割合	78.1%	85%
3　ともに安心して暮らせるまちづくり		
「ドメスティック・バイオレンス」という言葉を「内容までよく知っている」と回答した市民の割合	27.1%	35%
DV の被害を受けた人のうち，公的機関等に相談した人の割合	4.5%	10%以上
ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	87.1% （令和２年度）	100%に近づける
女性の消防団員数	15 人	15 人以上
各種がん検診の受診率	胃がん　4.25% 肺がん　9.5% 大腸がん　11.0% 子宮頸がん18.7% 乳がん　19.3% （令和２年度）	胃がん　15% 肺がん　15% 大腸がん　15% 子宮頸がん25% 乳がん　25%

資料編

用語解説

ア行	
SNS	Social Networking Service の略で，登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
カ行	
共生社会	障害がある，ないにかかわらず，女の人も男の人も，お年寄りも若い人も，すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし，支え合い，誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会。
サ行	
ジェンダー（社会的性別）	人間が持つ生まれついての生物学的性別ではなく，社会通念や慣習の中で社会によって作り上げられた男性像，女性像のこと。
持続可能な開発目標（SDGs）	2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され，地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。
セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した，性的な性質の発言や行動を指し，それによって仕事などを遂行する上で一定の不利益を被らせたり，それを繰り返したりすることによって就業環境や学業環境などを著しく悪化させること。男性から女性に対するものだけではなく，女性から男性へ，あるいは同性間での性的いやがらせも，セクシュアル・ハラスメントとみなされる。
タ行	
地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者を対象に，相談や介護予防事業の実施，権利擁護事業など総合的に取り組む機関。市町村に設置されている。
デートＤＶ	交際相手から行われる暴力行為のことをいい，身体的な暴力の他，大声でどなることや，他の人とのメールをチェックすることなどの精神的な暴力も含まれる。
デジタル性暴力	デジタル機器や ICT（情報通信技術）を用いた性暴力被害のこと。

ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）	夫婦や恋人など親密な関係にある，又はあった男女間で振るわれる暴力のこと。女性が被害者である場合が圧倒的に多い。その形態は，身体的なもの，精神的なもの，性的なもの，経済的なものなど様々であり，多くの場合，何種類かの暴力が重なって起こっている。
ハ行	
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	様々な分野において，固定的な性別による役割分担意識等から活動に参画する機会の男女間格差が生じている場合，これを改善するために必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，活動に参画する機会を積極的に提供するものであり，個々の状況に応じて実践していくもの。
マ行	
マタニティ・ハラスメント	働く女性が，妊娠・出産を理由に，解雇，雇い止め，降格などの不利益を被ったり，職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたりすること。
ラ行	
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	「性と生殖に関する健康と権利」と訳され，すべての人の，中でも女性が生涯にわたって，自らの健康の保持増進と自己決定を図ることと，そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されていること。
ワ行	
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	老若男女誰もが，自己の人生の段階に応じて，仕事，家庭生活，地域生活，個人の自己啓発など，様々な活動を，自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年　6 月 23 日法律第 78 号
最終改正　平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次
前文
第 1 章　総則（第 1 条－第 12 条）
第 2 章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条－第 20 条）
第 3 章　男女共同参画会議（第 21 条－第 28 条）
附則

我が国においては，日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ，男女平等の実現に向けた様々な取組が，国際社会における取組とも連動しつつ，着実に進められてきたが，なお一層の努力が必要とされている。

一方，少子高齢化の進展，国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で，男女が，互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，性別にかかわりなく，その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は，緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ，男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け，社会のあらゆる分野において，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに，男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し，将来に向かって国，地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため，この法律を制定する。

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この法律は，男女の人権が尊重され，かつ，社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ，男女共同参画社会の形成に関し，基本理念を定め，並びに国，地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより，男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，もって男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条　男女共同参画社会の形成は，男女の個人としての尊厳が重んぜられること，男女が性別による差別的取扱いを受けないこと，男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として，行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条　男女共同参画社会の形成に当たっては，社会における制度又は慣行が，性別による固定的な役割分担等を反映して，男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより，男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ，社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条　男女共同参画社会の形成は，男女が，社会の対等な構成員として，国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として，行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条　男女共同参画社会の形成は，家族を構成する男女が，相互の協力と社会の支援の下に，子の養育，家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし，かつ，当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として，行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ，男女共同参画社会の形成は，国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条　国は，第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し，及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 9 条　地方公共団体は，基本理念にのっとり，男女共同参画社会の形成の促進に関し，国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特

性に応じた施策を策定し，及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条　国民は，職域，学校，地域，家庭その他の社会のあらゆる分野において，基本理念にのっとり，男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第 11 条　政府は，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第 12 条　政府は，毎年，国会に，男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は，毎年，前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し，これを国会に提出しなければならない。

第 2 章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第 13 条　政府は，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は，男女共同参画会議の意見を聴いて，男女共同参画基本計画の案を作成し，閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は，前項の規定による閣議の決定があったときは，遅滞なく，男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前 2 項の規定は，男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条　都道府県は，男女共同参画基本計画を勘案して，当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか，都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は，男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して，当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は，都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め，又は変更したときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条　国及び地方公共団体は，男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し，及び実施するに当たっては，男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条　国及び地方公共団体は，広報活動等を通じて，基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条　国は，政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条　国は，社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条　国は，男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため，外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条　国は，地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため，情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章　男女共同参画会議

（設置）

第 21 条　内閣府に，男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条　会議は，次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し，第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか，内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ，男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針，基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し，調査審議し，必要があると認めるときは，内閣総理大臣及び関係各大臣に対し，意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促

進に関する施策の実施状況を監視し，及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し，必要があると認めるときは，内閣総理大臣及び関係各大臣に対し，意見を述べること。

（組織）

第 23 条　会議は，議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条　議長は，内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は，会務を総理する。

（議員）

第 25 条　議員は，次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから，内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから，内閣総理大臣が任命する者

2　前項第二号の議員の数は，同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3　第 1 項第二号の議員のうち，男女のいずれか一方の議員の数は，同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4　第 1 項第二号の議員は，非常勤とする。

（議員の任期）

第 26 条　前条第 1 項第二号の議員の任期は，2 年とする。ただし，補欠の議員の任期は，前任者の残任期間とする。

2　前条第 1 項第二号の議員は，再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第 27 条　会議は，その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長に対し，監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出，意見の開陳，説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は，その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは，前項に規定する者以外の者に対しても，必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第 28 条　この章に定めるもののほか，会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は，政令で定める。

附　則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）抄

（施行期日）

第 1 条　この法律は，公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条　男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は，廃止する。

附　則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）抄

（施行期日）

第 1 条　この法律は，内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日）

附　則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

（施行期日）

第 1 条　この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は，平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

竹原市男女共同参画推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ効果的に推進するため，竹原市附属機関設置条例（令和元年竹原市条例第28号）第２条の規定に基づき，竹原市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は，次に掲げる事項を所掌する。

（１）　男女共同参画社会に関するプランの策定について検討し，市長へ提言すること

（２）　男女共同参画の推進に係る課題の協議並びに推進状況の把握及び検討

（３）　男女共同参画に関する調査及び研究並びに進捗状況の管理（評価）

（４）　その他協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　協議会の定数は，12人以内とし，次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　民間団体の代表者

（３）　関係行政機関の代表者

（任期）

第４条　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に，委員の互選により会長及び副会長を置く。

２　会長は，協議会を代表し，会務を総理する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき又は欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は，必要に応じて会長が招集し，議長となる。

２　会議は，委員の過半数が出席しなければ，開くことができない。

３　協議会は，議事について必要があると認めるときは，会議に委員以外の関係者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は，地域づくり課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が協議会に諮って定める。

附　則

（略）

竹原市男女共同参画推進協議会委員名簿

役職名	名　　前	団　　体　　名	団　体　区　分
会　長	北 仲　　千 里	広島大学ハラスメント相談室	学識経験を有する者
副会長	土 田　　勇	竹原市自治会連合会	民間団体の代表者
委　員	荒 川　　幸 子	竹原市女性連絡協議会	〃
〃	越 智　　康 弘	連合広島賀茂豊田地域協議会	〃
〃	三次　恵美子	竹原市民生委員児童委員協議会	〃
〃	中 尾　　泰 美	たけはら男女共同参画社会づくり実行委員会	〃
〃	北 丸　　令 子	竹原商工会議所	〃
〃	西 吉　　文 子	社会福祉法人　竹原市社会福祉協議会	〃
〃	原 田　　千 鳥	東広島竹原人権擁護委員協議会	関係行政機関の代表者
〃	津 守　　正 貴	広島西条公共職業安定所竹原出張所	〃
〃	吉 本　　康 隆	竹原市小学校校長会	〃

任期：令和３年５月１日　～　令和５年４月30日

プラン策定の経過

実施年月日		内　容
令和３年 (2021 年)	5月28日	竹原市男女共同参画推進協議会の委員に意見照会（書面） ・アンケート（市民・企業）の実施及び内容
	6月～7月	男女共同参画社会に関する市民及び企業アンケート調査 ・市民：6月25日～7月12日 ・企業：6月25日～7月26日
	10 月 27 日	第１回竹原市男女共同参画推進協議会 ・正，副会長の互選 ・第３次たけはら２１男女共同参画プランの策定 ・アンケート調査の報告 ・プランの体系について
	11 月 25 日～30 日	竹原市男女共同参画推進会議　幹事に事業のヒアリング
	12 月 7 日～13 日	竹原市男女共同参画推進会議委員・幹事に「第３次たけはら２１男女共同参画プラン（素案)」の意見照会（書面）
	12 月 22 日	第２回竹原市男女共同参画推進協議会 ・第３次たけはら２１男女共同参画プラン（素案） ・パブリックコメントの実施
	12 月 28 日～ 令和４年１月 26 日	パブリック・コメント
令和４年 (2022 年)	1 月 31 日	竹原市男女共同参画推進会議 ・パブリックコメントの報告 ・第３次たけはら２１男女共同参画プラン（計画案）
	3 月 9 日	第３回竹原市男女共同参画推進協議会 ・パブリックコメントの報告 ・第３次たけはら２１男女共同参画プラン（計画案）

竹原市男女共同参画推進会議設置要綱

平成12年６月23日訓令・教育委員会訓令第１号

（設置）

第１条　竹原市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ効率的に推進するため，竹原市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（定義）

第２条　この要綱において「男女共同参画社会」とは，男女が社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，もって男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うべき社会をいう。

（所掌事項）

第３条　推進会議の所掌事務は，次のとおりとする。

（１）　男女共同参画社会形成の促進に関する行政施策の推進及び総合調整

（２）　男女共同参画社会形成の促進に関する問題の調査研究

（３）　その他推進会議が必要と認める事項

（組織）

第４条　推進会議は，委員 19 名以内をもって組織する。

２　委員は，別表１に掲げる職にある者を市長が任命する。

（会長及び副会長）

第５条　推進会議に会長及び副会長を置く。

２　会長は副市長，副会長は市民福祉部長をもって充てる。

３　会長は，推進会議を代表し，会務を総理し，会議の議長となる。

４　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第６条　推進会議の会議は，必要に応じて会長が招集する。

２　会長が必要と認めるときは，会議に関係者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

（幹事会）

第７条　第３条の所掌事務に関する具体的事項について，調査研究及び事務的な連絡調整を行うため，幹事会を置く。

２　幹事会は，別表２に掲げる職にある者をもって組織し，市民福祉部地域づくり課長が代表幹事となる。

３　幹事会は，代表幹事が招集し，これを主宰し，会議の議長となる。

４　代表幹事が必要と認めるときは，関係者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

５　代表幹事は，幹事会で検討した事項について，推進会議に報告する。

（任期）

第８条　推進委員及び幹事の任期は，当該職にある間とする。ただし，市長が特に必要と認めた者の任期は，２年とする。

（庶務）

第９条　推進会議の庶務は，市民福祉部地域づくり課において処理する。

（委任）

第 10 条　この要綱に定めるものを除くほか，必要な事項は会長が別に定める。

附　則

（略）

別表１（第４条，第５条関係）

竹原市男女共同参画推進会議

会長	副市長
副会長	市民福祉部長
委員	地域づくり課長
	市民課長
	社会福祉課長
	健康福祉課長
	総務企画部長
	総務課長
	企画政策課長
	危機管理課長
	産業振興課長
	建設部長
	都市整備課長
	教育次長
	総務学事課長
	文化生涯学習課長
	市長が特に必要と認めた者

別表２（第７条関係）

幹事

代表幹事	地域づくり課長
幹事	地域づくり課人権男女共同参画係長
	地域づくり課協働推進係長
	産業振興課商工観光振興係長
	産業振興課農林水産振興係長
	総務課人事係長
	企画政策課秘書企画係長
	危機管理課長が指名する者
	市民課医療年金係長
	社会福祉課子ども福祉係長
	健康福祉課介護福祉係長
	健康福祉課障害福祉係長
	健康福祉課健康対策係長
	都市整備課住宅建築係長
	教育委員会総務学事課学事係長
	教育委員会文化生涯学習課生涯学習係長
	市長が特に必要と認めた者

ともに輝くあした創り
ゆう あい（YOU and Ⅰ）プラン

第３次たけはら 21 男女共同参画プラン

発 行 年 月：令和４（2022）年３月
発行・編集：竹原市　市民福祉部　地域づくり課　人権男女共同参画係
〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目１番３５号
TEL　0846-22-7736
FAX　0846-22-7748